

北海道総合計画成果品制作委託業務 企画提案説明書

1 業務概要

- (1) 業務名
北海道総合計画成果品制作委託業務
- (2) 業務内容
内容の詳細は、別紙「北海道総合計画成果品制作委託業務 企画提案指示書」を参照のこと。
- (3) 委託期間
委託締結日から令和6年8月30日（金）
- (4) 発注者
北海道

2 企画提案しようとする者へ要求する資格

- (1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人の道税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ク コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
 - ケ 過去3年間に於いて国（事業団、独立行政法人及び国立大学法人を含む）、地方公共団体又は民間事業者から本業務と類似した業務について請負実績のある者であること。

3 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 実施体制・業務処理能力等
 - ・業務を遂行する上で、必要な専門知識・技術を有し、十分な業務処理体制が整っているか。
 - ・過去の業務実績等から当該業務の効果的な遂行が期待できるか。

- ・業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールが組まれているか。
- ・経費見積内容が適正で、本業務の適正な執行ができるか。

(2) 企画提案内容等

【本編】

- ・計画の構成や内容をわかりやすく見せる工夫がされているか。
- ・視覚効果の高いレイアウトとなっているか。
- ・イラスト等が適切に関連づけられているか。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した色・文字・デザインか。

【概要版（日本語・英語）】

- ・本編の構成や内容を、ビジュアル化し、簡潔にわかりやすく見せる工夫がされているか。
- ・視覚効果の高いレイアウトとなっているか。
- ・イラスト等が適切に関連づけられているか。
- ・色、デザイン等の面で、本編と統一（バランス）がとれているか。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した色・文字・デザインか。

【簡易版】

- ・対象や目的に沿った提案となっているか。
- ・小学生や様々な障がいを持った人にも分かりやすい表現となっているか。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した色・文字・デザインか。

【Web版】

- ・スマートフォンやタブレット型など、パソコン以外の端末からでも閲覧しやすい工夫がされているか。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した色・文字・デザインか。

【動画版】

- ・計画の効果的な普及が期待される内容か。

【本業務全般に関する新たな提案・提言】

- ・周知のための効果的な方法等、本業務に関して新たな提案・提言などの工夫がなされているか。

4 手続等

事業の委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する希望者に企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

(1) 担当部局

北海道総合政策部計画局計画推進課計画推進係（担当：小長谷、鳴海）
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-231-4111（内線23-139）、011-204-5630（直通）

(2) 説明会の開催

日 時 令和6年2月22日（木）13：30～
会 場 北海道庁本庁舎11階 職員監会議室
内 容 参加表明書・企画提案書作成にあたっての事前説明

(3) 参加表明書

提出期限 令和6年3月1日（金）12:00（必着）
提出場所 (1)に同じ
提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによること。）

(4) 企画提案書

提出期限 令和6年3月15日（金）12:00（必着）
提出場所 (1)に同じ
提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによること。）

5 プロポーザル審査会での受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を受け、3の企画提案の審査基準に従った配点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、1者を選定する。（日時、場所は別途通知。）

なお、企画提案書の提出が10を超える場合に、予備審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に適すると認められる10のヒアリング審査参加者を選定する。

6 委託契約の方法及び根拠

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約相手方の選定

新たな総合計画を、道民をはじめ各界各層の団体等、幅広い層に理解してもらうためには、計画の内容が親しみやすく読みやすい成果品にする必要がある。

そのためには、レイアウトや要約文にも工夫を凝らし、イラストや写真などを効果的に用いるなど、視覚的・感覚的に訴える高度な企画・編集技術を必要とするが、あらかじめ成果の水準を設定できず、契約に係る仕様を具体的に提示することが困難である。

本事業はプロポーザル方式によることができる契約の要件のいずれにも該当することから、見積もり金額の多寡のみによって委託先を決定するのではなく、予算上限額を提示した上で、民間事業者の企画力やアイデアを最大限に活かした企画提案を求め、その中からより優れた企画提案を選定することが最適と判断されるため、公募型プロポーザル方式を採用するものである。

(3) 根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの)及び北海道財務規則運用方針第3節関係1(2)(契約の目的物が代替性のないものであるとき。)に該当し、随意契約とする。

7 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した者に対して別途作成・提示する。

8 契約に関する基本事項

(1) 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続を経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とするが、免除する場合がある。

(4) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(5) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書

- ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
- イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(4) その他

- ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。
- エ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。
- オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- キ 企画提案参加者として選定された者を公表できるものとする。
- ク 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。
- ケ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。